

# オーラルヒストリーを受け継ぐために

For Archiving Oral Histories

安岡 健一

YASUOKA Kenichi

特集  
2

キーワード：アーカイブ、地域資料、自治体史編纂事業

筆者は2013年から2年半のあいだ、長野県飯田市にある自治体立の機関「飯田市歴史研究所」で勤務した。この過程で、地域史の研究者として自ら聞き取りをおこなう立場と、歴史資料として口述資料を受け入れて保存・公開・利用にかかわる立場を兼ねる経験をした。本稿では、オーラルヒストリーのアーカイブ化という共通テーマに即して、そこで直面した問題と対策、そして現在の筆者自身の実践を素材として取り上げて、今後のオーラルヒストリーの普及に貢献したい。近年、歴史研究の方法としてオーラルヒストリーは根付いたと言われる。しかし、本当にそう言ってよいだろうか。研究が依拠する資料の安定的な保存と、開かれた利用の方途が確保されること無くして、公正かつ持続的な歴史の探究はあり得ないのではないか。口述資料のアーカイブ化は不可避の、切実な課題であるというのが筆者の認識である。本稿の最後では、歴史研究の社会的意義について問題提起し、今後の口述資料の保存にむけた多業種の専門家による協力を呼びかけたい。

## 1. 歴史資料としての「口述資料」

### (1) 飯田市歴史研究所について

長野県南部に位置する飯田市は約10万人が暮らす地域である。戦前に成立した飯田市に周辺15町村が合併して形成された当市は、在野の歴史研究が盛んであることで知られてきた。ここに、地域の歴史を研究するための、先駆的な社会教育機関が2003年に設立された。その目的は、設置条例に次のように掲げられている。「現在及び未来の市民のために、歴史的価値を有する記録を収集し、保存して、広くその利用に供するとともに、歴史、文化等を科学的に調査研究して、これを叙述し、もって市民の教育、学術及び文化の向上発展並びに活力ある地域社会の創造とその持続に寄与する」(飯田市歴史研究所条例(平成15年飯田市条例第59号)第2条)<sup>(1)</sup>。

この目的を達成するため、飯田市歴史研究所(以下、歴研とする)では、博士学位取得者と同等程度の研究力を持つ者を、任期付きの研究員として雇用している<sup>(2)</sup>。筆者はこの歴研で近現代史担当の研究員として、2013年4月から2015年9月まで勤務した。それまでは大学の研究室

に所属して近現代日本農業史を学び、研究の過程で聞き取りを実施してきたが、聞き取りの成果は2014年に刊行した著書『「他者」たちの農業史』でも、ごく一部を限定的に利用するにとどまった。刊行当時、聞き取りの結果として手元にある口述資料を公的に開いていくための道筋が見いだせないことに逡巡していたからである。しかし、歴研で勤務することになり、アーカイブの利用者としてだけでなく運用する側になったこと、そして何よりも、後述するような地域の人びとのねばり強く、重厚な満洲開拓の聞き取りに触れたことを契機として、ただどうすればよいか迷うだけでなく、口述資料をアーカイブ化し、後世に継承するための基盤をつくらなければならないと思うようになった。

## (2) 「地域アーカイブ」にとっての口述資料

### 1) 歴史研究所にとっての口述資料

歴研の主な任務は、歴史資料の調査と研究である。そもそも歴史資料とは何だろうか。研究所が対象としている資料を、その計画から確認してみると、「1. 個人の家や区、学校など地域に残された古文書・古記録などの文献史料調査 2. オーラル史料の収集 3. 歴史的建造物・歴史的景観調査 4. 近現代の行政文書（市役所非現用文書、旧役場文書）調査 5. 映像・音声史料調査」[飯田市歴史研究所2017]となる。歴史研究＝文献研究という像はいまだ一般に根強いものがあるが、歴研では、歴史的建造物や景観に加え<sup>(3)</sup>、口述資料の収集・研究、そしてそれを積極的に担う市民活動の支援にも大きな力を注いできた。

地域には多種多様な資料が存在する。どの資料に重点を置いて研究を進めるかも、地域の個性である。歴研では、設立当初から「オーラル史料」<sup>(4)</sup>＝口述資料の研究は活動における柱の一つとして位置づけられてきた。歴研の学術活動を記録する『年報』創刊号から、飯田市の市長を務めた松澤太郎の聞き書きが収録されていることにその姿勢があらわれている。その後、地域史に関わるいくつものテーマで聞き取りが行われているが、特に聞き取りが歴研の活動と深く結びつくのは、この地域の歴史に刻まれた満洲移民の歴史に由来する。

歴研発足と軌を一にするようにその活動が具体化していった、地域住民自身による満洲移民経験の聞き取りがある。飯田・下伊那地域には長野県の他地域と同様、豊富な文書資料が残されている。しかし、満洲移民という歴史的出来事に迫るために文書資料だけでは不十分であった。記録をつくらなかった人びと、また生き延びながら声をあげずに生きてきた人の記憶が、聞き取られなければならない。この地域は、全国で最も多数の満洲移民を送出した長野県のなかでも多くの移民を出している。地域の人びとの満洲開拓経験の掘り起こしは1990年代頃から取り組みはじめ、2002年、「満蒙開拓を語りつぐ会」が発足する[齊藤2015]。この会は、オーラルヒストリーの専門家である蘭信三の助力を得ることで着実に聞き取りを進め、冊子を刊行してきた。その成果として、聞き取りを編集して収録した『下伊那のなかの満洲』（1～10集および別冊記録集）が、歴研から発行されてきた<sup>(5)</sup>。

### 2) 歴史資料を作る営み＝オーラルヒストリー

このような経緯があり、筆者が歴研に着任した2013年には、設立準備期以来収集されてきた地域史の口述資料、それに加えて大学や在野の研究者が同地で過去に行った口述資料が受け入れ

られていた。2014年には105タイトルだったものが、2018年には160タイトルに増加しており、さらに「満蒙開拓を語りつぐ会」で作成された口述資料が76タイトル（この内、音声データが無く、文字起こしのみも10含む）存在する。歴研所蔵の分は、大きく分けて、①研究者の成果の寄贈（最も古いもので1984年の聞き取り）②市民によるゼミ活動の成果（近現代史ゼミナール）③地元ケーブルテレビによる戦争証言の記録（飯田ケーブルテレビ「いま伝えたい記憶」）から構成されている。

しかし、冊子体として刊行された記録ではなく、その素になったインタビューの音声資料が、ただ保管されているだけでは十分ではない。実際に、それをどのように活用してよいかについての合意は得られていないケースが多く、目録も公開できていなかった。今も各地の機関に、保管されているものの、そのこと自体公開されていない口述資料は多くあるだろう。資料保存機関としては、口述がしばしば個人の名誉にかかわる問題も含むことから、曖昧なかたちでの公開・利用に躊躇せざるを得ないのは当然である。

この間、歴研で実施されてきた聞き取りは、ほとんどが書き起こされ、冊子体で刊行されることを前提として聞き取られてきた。書き起こされ、編集を経た資料と、元の音声・映像資料とは、相対的に独自の価値を持つ。近年の録音・録画技術の発展による保存可能性の高まりと、「事実関係」にとどまらない「語り」そのものへの関心の高まりは、改めて後者の重要性への着目を促している。そのことは、過去の口述資料を活用する新たな研究の登場によっても裏付けられる。新谷千布美による論文「満洲移民にみる他者像」は、一人の話者による文字起こしされた聞き取り資料、元データ、さらに話者が書いた「自分史」と、新谷自身による話者への再インタビューを実施することを通じて、満洲移民の当事者にとっての地元住民像を再検討した〔新谷2014〕。この研究が示唆するのは、今後のオーラルヒストリー研究では、他のインタビュアーが行った口述資料を読み、聞くことを出発点として、残された資料の口述性まで含めて分析・再解釈していく研究が出てくることである。したがって、元の音声・映像データへのアクセスを確保しておくことが聞き取りを行う者にとって自らの研究の検証可能性を高めるためにも必須であろうし、アーカイブ化にあたっては利用者に発見できること（Findability）を確保せねばならない。

学問の将来を考えた時、全ての口述資料について、元の音声・映像データもしくはテープおこし原稿へのアクセス可能性が確認される必要が出てくる。この時、改めて口述資料の独自性が問題になってくる。口述資料の場合、特にその資料の生成過程の特徴から、それが将来的な保存と活用にとどの程度つなげられるかについて、より丁寧な確認を進める必要がある。

## 2. 口述資料の保存・活用における課題と対策

### （1）どうすれば残された音声を継承し公開できるのか？

オーラルヒストリーの創造と保存に関する専門書で、ナンシー・マッケイは、キュレーターとしての立場から、次のようにオーラルヒストリーコレクション受け入れに当たって考慮すべきことを例示している〔MacKay2016：43-44〕。①主題の適切さ ②法的問題に関連した書類の有無 ③コレクションのサイズ ④資料の物理的状態 ⑤記録されたメディアの種類 ⑥コレクションができるまでの記録 ⑦受け入れ側のキャパシティ。そしてそもそも、実際の受け入れに

先立って、オーラルヒストリーを実施する者と、受け入れる側が関係性を構築しておくことの重要性である。資料の保存と公開に責任を持つのは、確かにアーキビストかもしれない。

沖縄県史の編纂過程で作成・収集された口述資料について、久部良和子は2011年の論文「沖縄戦証言記録の公開について」で注目すべき取り組みを紹介している〔久部良2011〕。沖縄県が所蔵する、故・宮城聰による聞き取り資料は極めて貴重な沖縄戦に関する個人の語りの記録であるが、個人情報の問題と著作権の関係から公開されてこなかった。そこで久部良は、約40年前の聞き取りの公開承諾の確認を取るべく行動し、約4年間かけて、全457名の聞き取り関係者のうち、当事者および語りの権利の継承者あわせて204名から公開に向けての合意を得た。区長・同窓会組織など地元の協力が存在したことにも助けられ、40年という長期間の経過の後にも多くの関係者をたどることができ、さらに生存していたかつての語り手に耳を傾けることで、時が経っても核心部分において変わらない戦争被害の記憶のあり方を描き出した。この貴重なドキュメントは同時に、ここで久部良がしたほどの努力をしなければ、ただ音声だけが資料として残っても、公開・活用できないという非常に厳しい現実を示している。文化行政の現在をみたとき、ここまでの努力を受け入れ側に求めるのは不当ではなかるうか。

かかる問題意識に基づき、筆者は、オーラルヒストリーのアーカイブ化について先進的な事例である海外機関の見学を実施し、特に話者との合意に関する資料を収集し、日本の現状でできることを検討してきた。複数の施設の見学を通じて、いずれもが聞き取りの計画段階で必ず権利関係の確認をし、口述資料とその他の個人資料との複合的な収集に取り組んでいること、また教育機関の場合には、学生の研究後の資料受け入れ態勢も整備していることを学んだ。重要なのは資料の中身だけでなく権利関係も含めた形態であり、以下では権利関係の問題について歴研でどのように取り組んだかの報告をしたい。

## (2) 口述資料と権利関係

「口述資料」を取り扱うときに、通常の歴史資料以上に、それが今現在において作成されたものであることから「著作物」としての丁寧な検討が必要になってくる。資料をめぐる著作権については、漢字文献情報処理研究会の取り組みに見られるように、人文社会科学の研究者自身が主体的に学ぶことが要請されている。他方で、被調査者と契約を結ぼうと思っても、例えば文化庁が準備した「契約書作成支援システム」をつかって契約書を作ろうとしても、極めて詳細な長文となってしまう、およそフィールドワークの現場で用いることができる実用性を持っていない。調査活動をする研究者が、ともすれば口述資料の研究への利用の問題についてのみ合意形成をおこない、持続的な保管に向けての合意形成を敬遠してしまうのは解決すべき課題であり、可能なかぎり後世の利用可能性を高めていく方法を模索する必要がある。

歴研の場合、先に述べた口述資料のうち、数を確認した2014年段階で、公表への意思表示を得ている人は1割強に過ぎなかった(表-1)。したがって、ほとんどの資料は話者の意思が未確認であったため、利用希望があっても個別に問い合わせをせざるを得ない状況であった。話者が存命の間はそれも可能であるが、亡くなった後に問い合わせを受ける遺族にしてみれば、語りの内容が分からないから回答しようがないというケースが増加することはほぼ確実である。

表-1 飯田市歴史研究所の口述資料状況（2014年8月1日現在）

総計	未確認	テキストなし 音声のみ公開可	テキストのみ 公開可	両方可	非公開
105	86	0	3	15	1

出典：飯田市歴史研究所調べ

現在では、大半の話者に確認を得ることができ、ほとんどの口述資料が公開可能となっている。この経験を踏まえて、これまで資料の移管の際に所有権の確認が先行してきたが、資料受け入れ時に公開や利用を含めた著作権の確認も並行して進めることになった。資料保存機関がリードして研究プログラムを立案したのでない限り、資料の保存に向けた当事者との合意に関する第一義的な責任は、日本の現状を考えた時に、オーラルヒストリーを実践する研究者にあると思う。

### （3）対策

今後聞き取りは調査研究において重要な役割を果たすことから、歴研が直接関係する聞き取りでは原則的に合意書を聞き取りの前後に作成することとなった。そこで、研究員および市民で構成するオーラルヒストリー共同研究班で、どのような合意書面が適当かを検討し、承諾書（案）を作成した。その主目的は、①聞き取りへの同意していること、②保存・公開・活用に同意していること、③著作権の機関への移譲、④出版の許諾である（2019年現在は、再度検討されているとのことである）。

合意書面において、著作権全てを研究機関に移譲するのは、過剰な対応ではないかとの懸念もある。しかし、オーラルヒストリーは性質上、「引用」にとどまらず全体として参照される必要がある場合がある。時間を経たのちに、出版される可能性があることを考えると、このようにしておくのが望ましいのではないかと考えた。

今後、議論を深めていく必要が多くの点で残されている。例えば、音声データの複製希望も増加してくると予想される。文献資料の複写が容易になっていることを鑑みても、今後は音声データの複製による活用への道も、検討していく必要があるだろう。現在は複製には対応せず、利用も現地を直接訪問してのものに限定している。

しかし、合意しておくべき事項についてすべて書面化するのは容易ではない。書面の意味するところを丁寧に補足し、説明することが必要であるが、その準備も進めていく必要がある。この点についても、合意書面以外でどのような点を説明しなければならないか、精選されねばならず、先行事例に学んでいきたい。

とはいえ、この試行錯誤の結果、利用の方法も整理されてゆき、歴研所蔵の資料目録には「オーラルヒストリー」のフォルダが加わり、これを検索し研究所で視聴するという基盤はできた。口述資料の活用をめぐるのは、デジタル革命の影響を受けて、インターネットによる共有の道も大きく可能性を広げている。とはいえ、日本の資料館設備の実態を鑑みると、準備はしておく必要はあるとはいえ、全体として見通しは良くないのが現状であろう。それだけに、少しづつ事例を積み重ねていく必要がある。

### 3. 歴史研究の社会的役割と意義

#### (1) 専門職の連携と地域社会とのつながり

口述資料が、日本の資料保存機関で収集・保存され、十分に活用され得ない現状を変えるために、研究者および関連する様々な業種の専門家は、それぞれに協力し、その実践を発信し、議論を喚起し社会的合意を得ていく必要がある。本章では、そのためにとりくんだ学術的な発信と、地域社会との協力の事例等について取り上げたい。

2014年の8月に開催された第12回飯田市地域史研究集会では、その主題を「記憶と経験を語り継ぐこと——地域遺産としての『口述資料』」として、口述資料の継承に焦点をあてた。筆者はオーガナイザーとして、今野日出晴氏に長崎県の被爆者の口述資料を取り上げた『『被爆者の声』、その力』、アーキビストである久部良和子氏による口述資料を地域の現場で活用した事例報告「沖縄戦証言記録（オーラル・ヒストリー）の学校教材化への取り組み」、満蒙開拓を語り継ぐ会で活動し、図書館司書を長く務めた齊藤俊江氏に「歴史資料としての語り」という題目で報告を依頼した。筆者もまた、歴研の取り組みを「飯田市歴史研究所におけるオーラルヒストリー」として説明した（本稿はその増補改訂版と言える）。

また、これに併せて企画展示として歴研の調査研究員を務めておられた本島和人氏に『『聞き書き』を聞き取る』と題して地域で取り組まれている様々な聞き取り活動についての調査報告をお願いした。その結果、長野県中南部各地で取り組まれている10以上の聞き取り活動が視覚的に示され、狭い意味での歴史学にも、そもそも学問にも限定されない、多様な聞き取り活動の存在が明らかになった。街づくり・地域おこしにかかわる団体、看護に関わる高等教育、女性たちのサークルなど、聞き取り資料のアーカイブ化という目的がつながりうる裾野が幅広く存在することが示されたのである<sup>(6)</sup>。加えて、記録化は出来なかったが、地域の短期大学で看護を学ぶ学生たちによる、高齢者の声に耳を傾けた経験の報告は当日の来場者に感銘を与えた。聞くことの意義は、福祉の現場など、生きる過程で人びとが出会う場全体を射程に入れることができるだろう。

歴史研究者、アーキビスト、司書など幅広い専門職の人の協働が、今後のアーカイブ化にあたって非常に重要になる。また、聞き取りのおこなわれる現場である地域社会との関わり方も、アーカイブ化を前提としたものにシフトしていく必要があるだろう。そこで、以下では筆者が関わっている事例を二つ報告したい。

#### ① 「記憶と経験を語り継ぐ集い」

一つ目は、1956年に飯田市に合併した旧村である座光寺地区の住民により取り組まれている、「歴史を学び地域をたずねる会・歩み記録部」である。同会はもともと地域の資料整理や歴史学習の成果を分かりやすくパンフレットにし、住民相互の理解を深めることに貢献していたが、2014年の5月から「座光寺地域としての口述資料作り」を目的として、月に1回の頻度で長い人生経験を持つ人に聞き取りを実施してきた。筆者も在籍時にはその聞き取りの場に可能な限り同席し、コミュニティーに根差す記録を目指した実践として支援してきた。



そこでおこなわれる聞き取りの形式は話者によってある程度の差があるが、おおむね話者による1時間のお話を受けたのち、参加者による座談が1時間程度行われるというかたちである。この「歩み記録部」の活動では、語り手の合意を書面による承諾で得るようにしている。つくられた口述資料は地区の貴重な語りとして保存されている。2018年11月現在で聞き取りの回数は55回を重ねており、語りを要約した冊子を2021年度に刊行予定である。地元で培われた長い関係性に裏打ちされているため、書面による契約も非常にスムーズであり、かかる合意形成のあり方を普及していく必要があるだろう。

## ② 大学の授業での聞き取り

二つ目は、歴研から現在の所属先である大阪大学に移動してから取り組んでいる演習授業による聞き取りである。2018年度の文学部専門科目「文化交流史演習」において地域の公立学校においてマイノリティに関わる教員の方々を中心とする聞き取りを行った。聞き取り主題の性質上、地域に関わる記録は地域の保存施設にあることが望ましいと考え、現時点では、将来の公的な資料保存機関への寄贈までのつなぎとして研究室に保存し、将来的に移管することへの合意を書面化するようになっている（残念ながら研究室単位での保存は永続性に乏しく、また公開のための場としても不適當である）。現状においては、将来における連携の深化を視野に入れてその準備を整え、備えていくことがそれぞれの現場で可能なことかもしれない。「包括連携協定」など、大学と地元自治体との連携の条件は作られつつあるともいえるのであり、現場での各専門職の有志の協力関係を構築し、自治体史編さん事業をはじめ公共機関の実施する各種事業と結びつき、資料保存の機会を確保・発展させてゆく必要がある。地域の資料を収集・保存する自治体史編さん事業は歴史学や民俗学の独占物ではなく公共財である。

## (2) 「歴史をつづる権利」のために

基礎自治体における文書館整備が遅々として進まない現状がある現在、連携の可能性は多様であり、あらゆる回路を開拓し、事例化してゆくことが必要である。図書館・文書館・博物館・公民館といった社会教育機関はもとより、大学を含む各種学校<sup>(7)</sup>や地域団体も対象であり、テレビ・ラジオといったローカルなメディアとの協力関係も構築したいところである。

このように、さまざまな公的機関との連携を展望する際に、資料保存と歴史研究の重要性をいかに語り直せるかがカギとなる。この課題については、史料ネットが近年提起している、地域住民との地域歴史文化に関わるための取り組みに根ざす「地域歴史遺産」の考え〔神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター2013〕や、公文書等が健全な民主主義の根幹を支える知的資源であることを明言する公文書管理法が参考になる。

そもそも、歴史を書く意義に立ち返った議論も必要かもしれない。飯田市は社会教育の伝統を持つ地域でもある。そこでさまざまな社会教育実践に学ぶ中で、筆者はユネスコが1985年の第4回国際成人教育会議で採択した「学習権宣言」に触れ感銘を受けた。ここに、その一部を抜粋し、紹介したい。

学習権とは、／読み書きの権利であり、／問い続け、深く考える権利であり、／想像し、

創造する権利であり、／自分自身の世界を読みとり、歴史をつづる権利であり、／あらゆる教育の手だてを得る権利であり、／個人的・集団的力量を発達させる権利である。(国民教育研究所訳) [社会教育推進全国協議会編 2005: 118]

人が歴史を綴ることが権利であるならば、その叙述の基盤となる資料を保存し確保することもまた、人びとの権利の実現にとって不可欠な営為である。研究者、アーキビスト、司書など様々な専門職が、人びとの歴史を書く(語る)権利の実現という目的に貢献できるのではないか。デジタル化が切り拓いている、地域を超えた結びつきと、叙述そのものが変化してゆくプロセスは [Boyd and Larson eds.2014]、私たちがグローバルな社会の一員として共に権利を実現する未来と折り重なっている。

このような口述資料保存の道の整備は、ある定式化を伴わざるをえないだろう<sup>(8)</sup>。そのことが、不定形な、さまざまな語りの持つ可能性を過小評価することにつながってはならない。しかしながら、人びとの声というかけがえのない資料を利用不能の状態に置き続け、結果としてその公的役割を縮減させることは座視できない。不十分かつ修正の余地を多く残す実践を書くことになってしまったが、問題意識を共有する皆さんと、次世代に口述資料を継承するための取り組みを続けるための一素材としたい。

#### [注]

- (1) 設立に込められた理念については、創設以来所長を務めている吉田伸之の著書 [吉田 2015] に収められた論文や研究員を務めた多和田雅保による論文 [多和田 2017] を参照されたい。
- (2) 背景に、2000年に施行された「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」(平成12年法律第51号)がある。研究員の立場はいわゆる「3条任期付職員」であり、条例において「当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる」ために位置づけられた職務である(「飯田市一般職の任期付研究員の採用等に関する条令」平成14年9月30日、条令第32号)とされている。
- (3) 報告終了後、飯田市歴史研究所編『飯田・下伊那の歴史と景観』(飯田市教育委員会、2019)が刊行された。
- (4) 「オーラル史料」「口述史料」「口述資料」の用語が歴史研究所の文書においても混在している。本報告では「口述資料」を用いたいと考えているが、著作権法上いわゆる「口述」といわゆる「語り」は意味が全く異なるため、より適切な名称を模索する必要がある。「史料」と「資料」との使い分けについては網野の論考を踏まえ、「資料」の語を用いることとした [網野 1995]。
- (5) その後、満蒙開拓を語りつぐ会は、満州移民を考える会へと継承され、現在も冊子『下伊那から満州を考える』を独自に刊行している。
- (6) 以上の取り組みの記録は飯田市歴史研究所編『飯田市歴史研究所年報』13号(飯田市教育委員会、2015年)として刊行された。
- (7) Ritche (2014) でも小中高校でのオーラルヒストリー教育の導入に言及している。
- (8) 定式化を拒み、基準を作らないことの危険性についても自覚的であるべきであろう。いわゆる「研究倫理」との関係(米国の事例は [Sommer and Quinlan 2009: 27-28])で、オーラルヒストリーを画一化された Institutional Review Board の対象から外すべきだと努力した米国の研究者・専門家たちの努力に学び、自前の基準を持つことが必要であるように筆者には思える。



## [文献リスト]

- 網野善彦, 1995, 「史料論の課題と展望」『岩波講座 日本通史 別巻3 史料論』岩波書店, 3-20.
- 蘭信三, 2015, 「オーラルヒストリーの展開と課題」『岩波講座日本歴史』21巻, 209-242.
- Boyd, Douglas A. and Mary A. Larson eds., 2014, *Oral History and Digital Humanities*, Palgrave macmillan.
- 飯田市歴史研究所, 2017, 「飯田市歴史研究所第4期中期計画 平成29(2017)年度～平成32(2020)年度」<https://www.city.iida.lg.jp/uploaded/attachment/30656.pdf> [2019-6-18].
- 漢字文献情報処理研究会編, 2014, 『人文学と著作権問題』好文出版.
- 神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター編, 2013, 『「地域歴史遺産」の可能性』岩田書院.
- 久部良和子, 2011, 「沖縄戦証言記録の公開について」『沖縄県公文書館研究紀要』13号, 25-41.
- MacKay, Nancy, 2016, *Curating Oral Histories* second edition, Routledge.
- 本島和人, 2015, 「「聞き書き」を聞き取る」『飯田市歴史研究所年報』13号, 79-96.
- Ritchie, Donald A., 2014, *Doing Oral History* Third edition, Oxford University Press.
- 齊藤俊江, 2015, 「歴史資料としての「語り」」『飯田市歴史研究所年報』13号, 34-44.
- 社会教育推進全国協議会編, 2005, 『社会教育・生涯学習ハンドブック 第7版』エイデル研究所.
- 新谷千布美, 2014, 「満洲移民にみる他者像」『信濃』66巻10号, 751-771.
- Sommer, Barbara W. and Mary Kay Quinlan, 2009, *the Oral History Manual* second edition, Altamira Press.
- 多和田雅保, 2017, 「地域市民と言葉を通わせる」『歴史学研究』963号, 179-184.
- 安岡健一, 2015, 「飯田市歴史研究所におけるオーラルヒストリー」『飯田市歴史研究所年報』13号, 45-54.
- 吉田伸之, 2015, 『地域史の方法と実践』校倉書房.

(やすおか けんいち, 大阪大学大学院文学研究科准教授)